

川崎市消防局訓令第8号

局内一般
消防署

川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市消防長 望月 廣太郎

川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

川崎市消防職員出勤記録整理規程（昭和45年消防局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ナ中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇等」に改め、同号中ホをマとし、ヒからへまでをフからホまでとし、ハの次に次のように加える。

ヒ 子育て部分休暇 子部休

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。